

我が国定量型環境ラベル制度に係る国際規格との整合性の確認

定量型環境ラベルの在り方（統合化含め）を考慮して、まずは現行のエコリーフと CFP の制度・運営の内容が国際規格に整合しているかを以下の要領で確認した。

1. 対象とした国際規格

- ① ISO 14025
- ② ISO/TS 14067

* 基本となる LCA 規格（ISO 14040, ISO 14044）は、上記の規格に引用されている。

2. 対象となる文書類

- ① 基本文書（エコリーフと CFP の両プログラムに共通）
- ② 規程、手順、マニュアル類（各プログラム毎の詳細規定）

3. 第三者レビューの手順

- (1) 規格と制度の比較表を、事務局にて作成。

作成要領：①ISO の要求事項及び重要内容に絞り込む、
②6 段階（A,B,C1,C2,D,E）で自己評価。

- (2) 第三者レビューの実施（12月17日～19日）

* 第三者レビューア：みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第二部 内田裕之

- * レビュー手順：①（1）で取りまとめられた「国際規格（ISO 14025、ISO/TS 140067）と定量型環境ラベル制度の内容比較表」の内容と当該規格の整合性を確認した。
②必要に応じて産業環境管理協会で自己評価した元の規定・要求事項の文書内容（比較評価表に示された文書）についても整合性の確認を行った。
③確認の結果をコメントするとともに、自己評価と同様の 6 段階に整理した。
④整理した内容をもとに、自己評価との差について説明を行い、相互確認を行った（一部の自己評価を修正する方向）。

4. 第三者レビュー結果

(1) ISO14025 との整合性に関するレビュー結果

①総論

- 総論として、エコリーフ環境ラベル制度、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（以下 CFP プログラム）ともに、運用上で問題の生じる不整合は存在しない。
- ただし、CFP プログラムについては、GHG のみを評価対象にしている点で、ISO 14025 には結果として不適合となる（それ以外の面での大きな不整合は無い）。
- 規格に従った明確な規定が存在しない箇所が何点か見受けられる。現時点では運営上問題ないものとするが、長期的にはプログラムの規程文書等で対応することが必要と思われる。

②各論

- 規格 6.4（プログラム文書）について
 - ープログラム指示書については、「定期的なレビューが必要である」との要求事項がある。エコリーフ、CFP の基本文書は、アドバイザーボードの役割として規定されているが、時期の設定やアドバイザーボードへの報告内容についての具体的な規定は無い。基本文書を含めたプログラム全体の方向修正の場として重要と思われるため、具体的な規定を定めて、形骸化しないようにしていくべきではないか。
- 規格 6.8.2（LCA 手法の適用）について
 - ーエコリーフには、明確な解釈に関する指示が無い。ISO 14040 シリーズの解釈では感度分析なども必要となるが、CFP にもそのような指示は無い。ISO/TS 14067 の 6.6（ライフサイクル解釈）に同様の要求事項あり。今後、規定への盛り込みを検討した方がよい。

(2) ISO/TS 14067 との整合性に関するレビュー結果

①総論

- 総論として、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムでは、運用上で問題の生じる不整合は存在しない。
- エコリーフ環境ラベル制度においても、大きな問題は無いものと思われるが、ISO/TS 14067 は、GHG に特化しているため、吸収量や土地利用変化、バイオマスの取扱いなどの点で詳細な算定・報告の要求事項が存在する。この点は、エコリーフでは明記されていないものであり、ISO/TS 14067 に沿った評価とするためには、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムに従った算定方法の規定が求められる。

②各論

- 規格 6.4.4（データの単位プロセス及び機能単位への関連付け）について
 - ーエコリーフでは、機能単位の設定が無い。製品機能を公開文書に記載することで同等の目的を果たしていると解釈できるが、他方、CFP で機能単位の考え方を PCR に記載していることから、エコリーフについても機能単位を含めても良い時期に来ているのではないか。
- 規格 6.4.7（CFP パフォーマンスストラッキング）について
 - ーCFP、エコリーフとも、現在パフォーマンスストラッキング（性能追跡）に相当する事象が無いとしているが、「削減率表示」や今後の可能性も含め、パフォーマンスストラッキングの規定を含めていくべきと考える。